

豚熱・アフリカ豚熱防疫指針(以下、防疫指針)留意事項の

改正の方向性(案)について

1. Vマーク関連について(CSF)

ワクチンを接種した豚等を接種農場から、接種区域内の他の農場やと畜場に移動する際の標識の義務付けを削除し、接種区域外のと畜場に移動する際に限って確実に標識を付すこととする(CSF:留意事項 16、17、18)。

2. 検査法について(CSF)

発生状況確認検査及び清浄性確認検査から蛍光抗体法の実施の義務付けを削除し、遺伝子検出検査としたことを踏まえて修正する(CSF:留意事項 76)。

3. 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養衛生管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合における協議(CSF, ASF)(新設)

防疫指針第5病性等の判定に追記する協議を行う場合の具体的な確認内容について、都道府県がCSF又はASF感染の否定、飼養衛生管理基準の遵守の徹底、発生予防・まん延防止対策の実施を確認した場合とする。(HPAIには記載されているもの)。

4. 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合に疑似患畜から除外した場合の対応(CSF, ASF)(新設)

3.により、疑似患畜から除外した豚等を飼養する農場に対する措置として、移動制限の対象とする。(HPAIには記載されているもの)。

5. 豚等での発生に伴う野生いのししに対する感染確認検査の範囲・期間について(CSF, ASF)

豚等で患畜又は疑似患畜であると判定された場合、発生農場の周辺で野生いのししの感染確認検査を実施するところ。この範囲については、発生農場から半径10km圏内(CSF留意事項には記載)とし、期間について、少なくとも封じ込めが完了したとみなせる制限区域の解除の段階までは実施することとする(CSF:留意事項 78、ASF:留意事項 51)。

6. 制限の対象となる野生いのししの死体及び排せつ物等について(ASF)(新設)

今回の防疫指針改正により追加の移動制限の対象となる野生いのししの死体及び排せつ物等のうち、防疫指針に基づき処理が完了しているものを除く。

7. 野生いのしし感染確認時の豚等の検査について(CSF, ASF)(新設)

野生いのししでの陽性確認後、移動制限区域内の農場では、立ち入り検査を実施することとされている。積極的な検査や探索によって陽性事例が続発することが考えられるが、続発毎に豚等の検査のために移動制限区域内の農場に立入することで、防疫措置や疫学調査に支障が生じる場合がある。このことから、これらの検査についても発生状況確認検査と同様、動物衛生課と協議の上、新たな検査の実施を省略できるものとする（新設）。

8. 豚等での発生時における野生動物対策に係る連携・対策の強化（CSF, ASF）

都道府県本部の役割分担として、現在、野生動物の感染確認検査等に係る部分については、原因究明班に含まれているが、野生いのししで疾病が確認された後の野生動物に対する防疫対応を円滑に実施するために、野生動物対策班として記載をする（CSF：留意事項 50、ASF：留意事項 23）。

9. その他の改正箇所

- ・ ASF の防疫指針において、固有名詞を除き、野生生物を野生動物に統一（CSF は統一済）。
- ・ ASF の防疫指針に、「野生いのしし間及び野生いのししから豚等への感染拡大の防止」に係る記載の追記（CSF, FMD には記載されているもの）。
- ・ CSF, ASF の防疫指針に、「死体の処理の完了について」に係る記載の追記（HPAI には記載されているもの）。

- * 死亡いのししの耳介を活用した遺伝子検出検査が可能となるよう、CSF・ASF の防疫指針留意事項の一部改正を昨年 11 月 15 日に実施。